

議案第 7 2 号

海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について

海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

神奈川県において宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定を行うことに伴い、廃止したいため

海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成８年条例第１９号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「廃止条例」という。）第６条第１項又は第９条の許可を受けて行われている土砂埋立行為及び当該土砂埋立行為に伴う廃止条例第７条に掲げる必要な措置（以下「土砂埋立行為等」という。）に係る廃止条例第４条及び第６条から第１５条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における土砂埋立行為等に係る土砂埋立区域（以下「土砂埋立区域等」という。）の全部又は一部を含む土地の区域において宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号。以下「法」という。）第１２条第１項、第１６条第１項、第３０条第１項又は第３５条第１項の許可がされたときは、当該許可がされた日以後、当該土砂埋立区域等のうち、当該許可に係る土地の区域については、前項の規定は、適用しない。
- 4 第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における土砂埋立区域等の全部又は一部を含む土地の区域において法第２０条第２項から第４項まで、法第２３条第１項若しくは第２項、法第３９条第２項から第４項まで若しくは法第４２条第１項若しくは第２項の規定による命令又は法第２０条第５項（法第２３条第３項において準用する場合を含む。）若しくは法第３９条第５項（法第４２条第３項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置がされたときは、当該命令又は災害防止措置がされた日以後、当該土砂埋立区域等のうち、当該命令又

は災害防止措置に係る土地の区域については、第2項の規定は、適用しない。

- 5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。